令和２年３月17日

健康福祉局障害支援課

「横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則」及び「横浜市総合保健医療センター条例施行規則」に関する意見公募について（公募要領）

　「横浜市精神障害者生活支援センター条例施行規則」及び「横浜市総合保健医療センター条例施行規則」の一部改正にあたり、　広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

１　御意見公募期間

　　令和２年３月17日（火）から令和２年４月15日（水）まで

２　御意見提出方法

　　次のいずれかの方法により、御提出願います。

　　なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（１）電子メールの場合

　　　電子メールアドレス：kf-seikatsushiencenter@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局障害支援課　精神障害者生活支援センター担当　あて

（２）郵送の場合

〒２３１－００２１　横浜市中区日本大通１８　KRCビル６階

横浜市健康福祉局障害支援課　精神障害者生活支援センター担当　あて

（３）ＦＡＸの場合

　　　ＦＡＸ番号：０４５－６７１－３５６６

　　　横浜市健康福祉局障害支援課　精神障害者生活支援センター担当　あて

３　注意事項

（１）御意見はいずれの提出方法においても令和２年４月15日（水）までに必着でお願いします。

（２）いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

（３）いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。

（４）御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡･確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（５）その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

４　御不明な点についてのお問い合わせ先

　　横浜市健康福祉局障害支援課　精神障害者生活支援センター担当　あて

　　電話番号：０４５－６７１－２４１６

※　電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。

以上